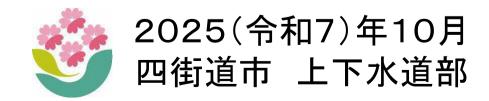
#### 令和7年度第3回四街道市水道事業及び下水道事業運営審議会 会議次第

日時 令和7年10月15日(水)午後1時30分場所 四街道市企業庁舎2階会議室

- 1. 開会
- 2. 会長挨拶
- 3. 議題
  - ①県内の下水道事業体との比較について
  - ②下水道事業に対する一般会計繰入金について
  - ③下水道使用料の改定案について
- 4. その他
- 5. 閉会

# 県内の下水道事業体との 比較について



# 目次

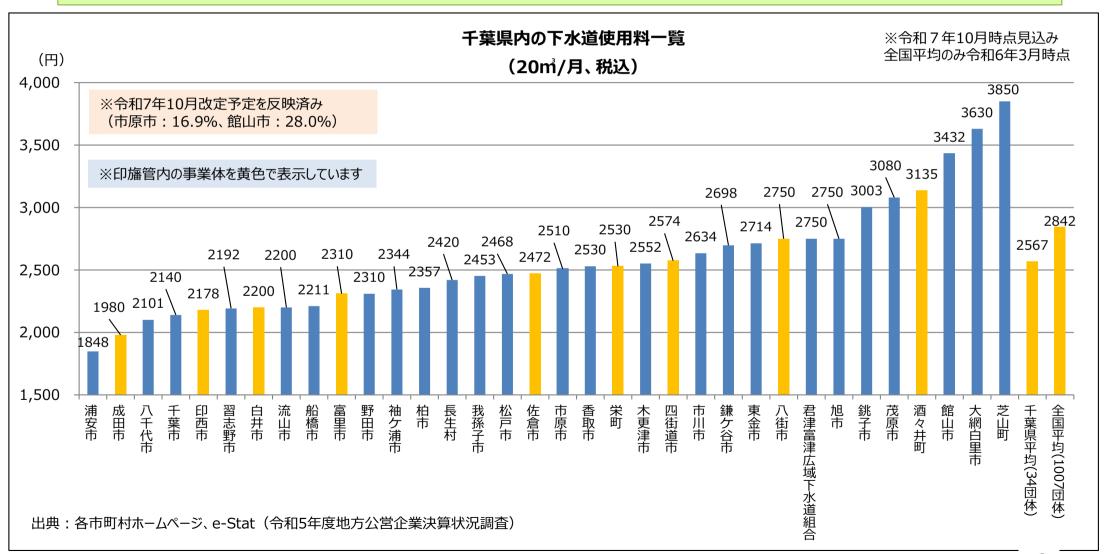
① 県内下水道使用料の一覧

② 四街道市と県内事業体との比較 別紙

P. 2

# ① 県内下水道使用料の一覧

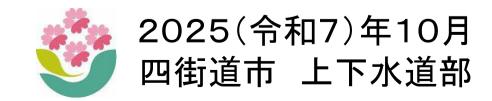
- ・2025 (令和7) 年10月時点の四街道市の下水道使用料は千葉県平均とほぼ同額となっています。
- ・下水道事業は公営企業であり原則として独立採算であるべきですが、汚水処理に要する経費に対して下水道使用料が安価に設定されており、市税収入等から赤字補てんをする構造が多く見られます。



四街道市と千葉県内下水道事業体の比較について(2023(令和5)年度決算状況調査をもとに千葉県が作成した決算カードより加工)

					· ·																		•						•			1 0							71	
単独処理場保有団体 <b>→</b> 流域下水道接続団体 <b>→</b>	0	0	0	0	0		) (	)	$\bigcirc$	0	$\circ$		(	)	0	0	0		0	$\cap$	$\cap$	0	0	0			0	$\bigcirc$	0	0	0	0	0						1	
加以下外连续脱臼开。	千葉市	銚子市	市川市	船橋市	館山市	木更	津松戸	市野	·田市 [	茂原市	成田市			全市 力	旭市	習志野	柏市	市	原市 流	<u>)</u>	八千代	我孫子	鎌ケ名	Ŭ	mi sta	前道 袖	曲ケ浦	八街市	印西市		富里市	香取市	大網白	酒々井町	‡	芝山『	町 長生村	君津富 津広域	千葉県	流域下 水道接 続のみ
料金関連(単位:円)	0.005	0.000	0.004	0.011	0.000	) 0 5	50.0	400 0	010	0.000	1 000	2 0 4	70 0	71.4	0.750	111			1.40	2 000	111	1 0 454	111	20 1 0	10 0 5	T7.4 C	2 0 4 4	0.750	0.150	0.000	0.016	0 50				0 0 0	50 0 46	下水道		平均
使用料20㎡/月 A 使用料単価 B		3, 003 171. 2	2, 634 144. 6		2, 660 166. 9		52 2, 4 . 1 150		2, 310 41. 7	3, 080 175. 0	1, 980 116. 8	) 2, 4 3 145	72 2, . 7 15		2, 750 172. 4		2 2, 35 3 146.			2, 200 126. 5	2, 10 125.	1 2, 45; 0 141. 6		98 1, 84 6 118.				2, 750 140. 0		2, 200 3 120. 8		1 151.	3, 630 7 189. 9		0 133.		50 2, 42 . 5 157.	0 148.9	2,506	
使用料単価の効率性 =(B×20)/A ※	1. 32	1. 14	1. 10	1. 27	1. 25	1. 1	1 1.2	22 1	. 23	1.14	1. 18	1. 1	8 1.	11	1. 25	1. 43	1. 24	1 1.	18	1. 15	1. 19	1. 15	1. 16	3 1.28	3 1.0	02 1	1. 15	1.02	1. 12	1. 10	1. 15	1. 20	1.05	1.08	3 1.05	0. 52	2 1.30	1.08	1. 15	1. 15
他団体と比較した	20㎡/月 ※下水	の下水 道使用料	道使用:	料は県内	内平均に を示す	- 近い; 「使用	が、年	間の下	· 水道( 率性 )	更用料」	又入をす	有収水 用料(	量で割な系と	り返なって	した使 ている	用料 学山町	通価が県 を除く	見内平 と 八 í	均より	) も低· 並んで	くなっ	ている。 で最も低	くなっ	ており	高い	· 従量何	使用料:	を支払	う大口化	・ 用者か	5少ない	ことが	主な原別	日だと考	きえられ	<u></u> る。				
財務分析①(%)				7,4 1 133		00,1	****	//-	, ,,,,,		» (· 0. p.c	.,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	, ,,,,,					<u> </u>	.,,,,			177, 0 13.	, 51				22,1411		<i></i>	20,10 11.11			11 01///		74 341					
収益勘定繰入金比	25. 9			31.8	57. 5 3 21. 9	29		5.9	21.3	21. 3	8. 2		. 0 3	4. 0	47.8	18.	7 14.	0 :	16. 6 22. 8	11.9	15.	1 12.0	15.	1 4.	2 11	2.0	22.4	32. 9	4. 9	3.4	22.8	36.0	18.	1 2.	8 2.	7 43.	5 68.	5 14.3	21.8	12.6
資本勘定繰入金比 企業債残高対事業規模比	17. 3 860		3. 7 995	2110	2509	_		0. 0 324	5. 4 851	11. 0 467	326	7 10 6	. 9 <u>1</u> 96	4. 7 120	50. 0 0	1.3	36. 36.	31	692	5. 5 612	16. 35			_	4 22 78 3	303	473	16. 7 1295	-	44. 7 110	_			_	0 10.			·		
他団体と比較した 本市の状況	なお、	単独処理	理場を係	具有して	平均よ いる団( 均を下[	体は、	費用に	2対し	て不足	してい	る下水	道使月	月料を約	燥入会	金で補`	てんし	ている	場合液	が多く	、収益	热勘定約	操入金比 いる。ま	が高く た、本	なる傾 指標に	句にあ は一般	る。 会計の	の財源	で実施	する雨	水分企業	<b></b> 養債残高	が含ま	れている	<b>るため、</b>	単純比	較でき	ないこと	とに注意な	が必要。	
財務分析②																																								
使用料単価(円) X 汚水処理原価(円) Y		171. 2 176. 1	144. 6 147. 8		166. 9 393. 0		. 1 150	V. 1 1	41.7	175. 0	116.8 116.6	3 145 5 123			172. 4 405. 5		3 146. 3 143.	_	26. 5 51. 0	126. 5 131. 2	125. 122.			6 118. 6 107.	5 130 2 130			140. 0 142. 9	-	120.8		1 151. ' 1 180. '	7 189. 9 7 196. 8	9 122.	0 200.		. 5 157. . 4 583.	0 148.9	9 142. 2 5 176. 7	
汚水処理原価(円) Y 経費回収率(%) X/Y	108. 3	97. 2	97. 9	93. 4	42. 5	) 153 5 92		0.4 1	94.4	132. 4	100. 1	1 117	_	2. 9 8. 2	42. 5	107.	3 143. 6 102.		33.8	96. 4	101.	9 150. <sub>1</sub> 7 94. <sup>4</sup>	100.	0 110.	6 100		88. 3	98. 0	108. 2	1109. 7	83. 2	2 83.9	96. 8	8 148.   5 82.				_	91.2	
他団体と比較した 本市の状況	本市の 本市は	汚水処3 経費回	理原価に 収率が1	t千葉県 00%をオ	.平均よ つずかに	り低く - 上回・	、流域ってい	成下水: るが、	道接続 100%	のみ団 を下回	体とお  ってい	おむれ る場合	a同様の	の水準水処理	準となっ 理にか;	ってい. かった;	る。ま 経費を	た、〕 下水i	单独処 首使用	理場を 料で回	- 保有 l  収でき	っている きていな	団体と いこと	流域下:	水道接 ため、	続のみ 数値の	み団体 の改善:	を比べ が必要	ると、i な経営:	流域下オ 伏況であ	x道によ bると言	る大規 える。	摸処理0	)効率性	Eにより	汚水処	理原価が	び低くなっ	っている。	0
費用構成比率(%)																																								
職員給与費 支払利息	2. 5 9. 2	3. 9 8. 0	3.8	2.6	7.6	5 2	. 6	1.9	3. 2	6.7	2.3	3 4	_	5. 2 3. 0	7.4	4. (	2.	2	3.6	2. 7	4.	0 2.	7 5.	1 1. 3 2.	_	3.3	5.3	8.0	2.8	2.7	3.8	6.0	6. 3	3 1.	5 1.	_	. 0 4.	0 4.7	7 4.0 3 4.6	
減価償却費	57. 7	67. 4	48. 2	57. 6	49.4	1 73	. 2 54	4. 2	65. 3	64. 2	66. 4	4 49		1.6	48. 1	57.	1 51.	6 6	3. 4 33. 4	45. 4	47.	4 52.	4. 55.	<u> </u>		5. 9	59. 2	63. 9	65. 8	62. 5	58.5	67.	68.7	7 55.	2 61.	7 62.	. 1 60.	0.0	3 58.8	
動力費修繕費	0. 0 2. 9	3. 1	0. 9	3. 1	2.5	7 1	2 (	0.5	0.5	4.4	1. (	0 0		2. 5 0. 9	2. 6 3. 2	0. 0		2	3. 8	0.0	2.	3 0. 2 3 2. 5		1 0. 7 0.	1	0. 1 3. 4	4. 2	0.0	0. 5	0.5	1. 1	4.	3. 0 4 0 4	0.	9 4. 0 7 2.	0 0.	. 0 0.	* ***	1.5	0.4
委託料	15.8		7. 2	10.0	23. 2	_	. 8	6. 7	4. 3	15.8	6. 4	1 5	. 8 1	4. 7	27. 0	19. 0		8 2	20. 7	2. 6	_	9 5.	1 5.	1 5.	4	7.7	21. 2	4. 5	6. 3	5. 5	7.6	5. 2	2 16.0	5.	1 21.		. 6 21.	1 1.0		5. 5
その他 他団体と比較した	12.0 本市は	•	02.0		2 5.3 構成比 <sup>2</sup>	-	. 1 30		20.6 . 令和	2.3 15年度)	21.0 は雨水草	•		2.0 i 高額	3.4 iであっ	10.8	34. )。修統		1.7 比率カ	42.5 ぶ高く	39.	_	2 28.	8 45.	3 26	6. 9	5. 4	17. 3	22. 7	26. 7	20.0	13. (	1.8	33.	3 4.	<u>5</u> 2.	. 3 3.	5 1.7	17.6	29.9
本市の状況	なお、	処理場	を保有し	ている	場合は、	、処理	関場の管	9理委	託が高	額にな	るため	委託料	斗が高	くなる	る傾向	がある。	,一方	で、	<b>売域下</b>	水道接	接続のみ	分団体に	ついて	は、流	域下水	道維持	特管理!	費負担	金が高額	額になる	らためそ	の他が	高くなる	る傾向に	_ある。					
資本的支出(単位:億円)	100 5	I 4 =	07.5	100 5	·I 10	1 10		0.0	0 0	2.0	10.6	1 0	41	o =1	0.0	0.4.4	0.5	-1 /	25.0	10.4	1.0	0 10	1 0		0 (	0 1		0.0		1 1 6	1 0 0	10	4 0 6		1 0	11 0	1 0	<u> </u>	10.4	10.0
建設改良費 企業債償還金	102. 7 154. 4	9.7	87. 5 20. 8		1. 3 2. 4. 5	_	. 4 46		9.6	6. 9 4. 8	12. 0 3. 8	8 2	_	0. 5 5. 8	0. 6 2. 9	24.	3 25. 1 26.		35. 3 15. 5	12. 4	10.	3 10. 8 8 8. 6				2. 1 3. 0	1. 4 5. 0	2. 6	2. 6	1.8	7 1.6	9 13. 4 6 6. 0		_	1 3. 4 5 1. '		. 1 2. . 6 2.		6 16.4 1 14.9	_
他団体と比較した 本市の状況		支出の会と考え		かいては	、事業	規模や	P処理場	易の有意	無、供	用開始	時期に	よるネ	<b>塔朽化</b> (	の進み	みの違い	いがあ	るため	一概(	こは比	較でき	ないも	らのとな	ってい	るが、	「※参	:考」。	として	示して	いる管	集老朽(	/率が高	い場合	は、下加	k道管の	)老朽化	対策と	しての更	更新事業費	<b>貴が大き</b>	くなっ
※参考						.1																																		
管渠老朽化率(%)	8. 2%	0.0%	10. 2%	6.9%	0.0%	<u>2.</u>	2% 10.	. 5%	3. 1%	13. 2%	17. 6%	9.	1% 0	. 0%	0.0%	16. 69	7.8	3%	7.0%	0.0%	7.4	% 14.69	0.9	9% 1.2	2% 3.	. 4%	1.0%	0.0%	0.0%	7.8%	0.09	15.49	6 0.09	0.0	0.09	<u>%</u> 0. (	0.0	0.0%	4.8%	5. 2%
資本的収入(単位:億円)			T 50 5		1 0 0	. =		2 2	1					0 0		10		41 .	10.0	0.1		ol	-1 -				1				1 0	.1 = .	-1 0	<u> </u>	al 4	ما ه		1 0	JI 400	
企業債 国・都道府県補助金	105. 3 26. 6	1. 1	58. 5	63. 4 37. 5	2. 9		. 6 26	6. 2 4. 3	5. 1 3. 5	2. 7	2. 9	$\frac{2}{9}$ 0	_	0.6	0.7	10.0		5	18.8	3. 4	2.	8 5. 5 3 3. 9	_	9 6. 7 0.	_	1. 1 0. 4	0.4	0.8	0.5	0.6	+	_	$\frac{7}{9}$ 0.4	3 0. 4 0.	6 1. 1. 1.	_	. 0 0.	4 2.6 6 2.0	10.9 4.7	5. 4 2. 4
他会計繰入金	27.6	4. 2	3. 1		1.0	_	. 3 10	0.5	0.5	0.9	0.8	3 0	. 3	0. 1	1. 2	0.			9. 0	0. 5	0.	9 4.	1 2.	4 0.	6 (	0.4	0.0	0. 4	0. 1	0.9	0.3	3 1.0	1. 2	1 0.	1 0.	7 0.	. 7 0.	* ***	3.3	2.2
工事負担金 補填財源	0. 2 98. 0	0. 0 5. 7	26.5	64. 5	0. 0 1. 4		. 5 30	0.8	0.6	0. 2 3. 9	0. 0 3. 9	_	_	0. 0 5. 4	1.0	3. \\	9 16.		0. 5 11. 6	2. 0	9.	1 0. 7 7 6. 0		4 0. 8 6.		0. 0 3. 2	0. 0 4. 4	0. 1 2. 6	0. 3 1. 5	0.3		+	0.0		-	0 0.	. 0 0. . 0 2.		0.7 5 11.4	
他団体と比較した 本市の状況	本市の なお、	建設改り	良費に対	けする企	:業債の記 に対し	割合はては補	は5割程が 動金が	度、補 ぶ充実	i助金のしてい	の割合に	は2割程 、建設	度では	おおむる	ね平均 する补	匀的と 補助金	なっていの割合だ	いる。 が高く	なるイ			•			•	•	•	•		•			•	•							
繰入金関連(単位:億円)																																								
純利益(純損失)	9.1	0.3	0. 1	4.6	0.4	_	. 1	4. 7	0.1	0.7	0.8	_	. 4	1.7	0.8	4. 5	_	_	0.0	2. 1	0.	7 3.4	1 1.	_		0.4	2.2	1.4	1.7	0.6	+	_	3 0.7	7 -0.	4 0.		. 0 1.	2 2.7	1.9	1.8
収益勘定_基準内繰入金 うち分流式基準内繰入金	51. 5 0. 0		12. 7	11. 0	1.4			7. 9 9. 3	6. 4 3. 7	3. 0 2. 1		3 2		3. 7 3. 3	1.0 0.1		4 13. 0 0.	_	6. 2	4. 2 0. 0	0.			<u> </u>		2. 3 0. 0	0.6	1.3 0.6	1. 4 0. 0	0.4	1. (	1	1.7	7 <u>0.</u>	1 0.7	2 0. 0 0.		1 3. 6 2 1. 2	6. 5 2 1. 2	
収益勘定_基準外繰入金	20.6	0. 4	0.5	11. 3	1.7	7 5	. 6	0. 1	0.9	0.0	1. 1	1 0	. 0	1.7	1.8	0.	1 0.	. 8	3. 6	0.3	0.	0 0.3	3 1.	3 0.	0 (	0.0	2.7	1.5	0.0	0.1	0.4	1 0.8	3 0.7	7 0.	0 0.	0 0.	. 4 2.	6 0.7	7 1.8	0.4
資本勘定_基準内繰入金資本勘定_基準外繰入金	17. 0 10. 6		1.3	9. 9 12. 8		_	. 0	1. 0 9. 5	0.3	0.9	0. 8	+ -	_	0.0	0.5	0.0			1. 4 7. 6	0. 5	0.	9 2. 2 0 2. 0				0. 4	0.0	0.4	0. 1	0.4		_	7 0. ( 1 1 (	0. 0.	Ž - V.					0.6
他団体と比較した	多くの	団体がる	不足する	下水道	使用料口	収入に	1市税収	又入等	から補	てん !	基準外	繰入)	をする	ること	とで使ん	用料を'	安く抑	えてし	ハる状	況にあ		う和5年月	き決算時	寺点の千	葉県内	内で基	準外線			1	-		. 1. ( ) かて7回		よってい		<u>, υ.</u>	<u> </u>	2.0	1.0
本市の状況	ただし	、下水	道事業に	比公営企	業であ	り、原	則とし	て受	益者負	担に基	づく独	立採算	草を求る	められ	hてい.	るため	、多く	の団(	本が近	い将来	その下れ	k道使用	料の改	定に取	り組ん	でいる	る。													

# 下水道事業に対する一般会計繰入金について



# 目次

① 一般会計繰入金の種類について	
(1) 一般会計繰入金	P. 2
(2) 基準内繰入金と基準外繰入金	P. 3
② 新規繰入金の検討について	
(1) 分流式下水道等に要する経費	P. 4
(2) 分流式下水道に係る繰入金の課題	P. 5

# ① 一般会計繰入金の種類について

#### (1) 一般会計繰入金

- ・地方公営企業である下水道事業に対しては、地方公営企業法第17条の2において、一般会計等が原則として繰り入れるべき経費が定められています。
- ・主なものとして、雨水公費、汚水私費の考えに基づく「雨水処理に要する経費」と、公共用水域の水質保全効果が高く合流式に比べて公的な便益が高い反面で整備費が割高である分流式下水道に対する「分流式下水道等に要する経費」があります。

#### 地方公営企業法 (抜粋)

#### (経費の負担の原則)

第17条の2次に掲げる地方公営企業の経費で政令で定めるものは、 地方公共団体の一般会計又は他の特別会計において、出資、長期の 貸付け、負担金の支出その他の方法により負担するものとする。

- 1 その性質上当該地方公営企業の経営に伴う収入をもつて充てることが適当でない経費
- 2 当該地方公営企業の性質上能率的な経営を行なつてもなおその 経営に伴う収入のみをもつて充てることが客観的に困難であると認められ る経費

#### 合流式

➡整備費が安い

雨水と汚水を1本の下水道管で合流させて一括で浄化処理

#### 分流式

➡整備費が高い

雨水管と汚水管の2本の下水道管を整備して、雨水は川等 に放流し、汚水は浄化処理

#### 令和7年度の地方公営企業操出金について(通知) (抜粋) 第7 下水道事業

- 1 雨水処理に要する経費
- (1)趣旨

雨水処理に要する経費について繰り出すための経費である。

(2) 繰出しの基準

雨水処理に要する資本費及び維持管理費に相当する額とする。

- 2 分流式下水道等に要する経費
- (1)趣旨

分流式下水道(中略)等に要する資本費の一部について繰り出すための経費である。

(2) 繰出しの基準

分流式の公共下水道(中略)に要する資本費のうち、その経営に伴う 収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額とする。

# ① 一般会計繰入金の種類について

#### (2) 基準内繰入金と基準外繰入金

- ・下水道事業の現在の主な繰入金は、「雨水処理に要する経費」である雨水処理負担金となります。
- ・2022(令和4)年度までは、汚水処理にかかる経費に対して不足する収入の補てんのため、基準から外れた繰入金を市の一般会計から下水道事業に繰り入れていましたが、2023(令和5)年度の使用料改定により基準外の繰入金はなくなっています。

#### 2022(令和4)年度 下水道事業決算

#### 収益的収入および支出(損益計算書ベース、税抜)

#### 雨水事業

収益(6.1億円)

雨水処理負担金 1.7億円

※基準内繰入金

国庫補助金等 O. 1億円

長期前受金戻入4.3億円

費用(6.1億円)

維持管理費等 0.8億円

支払利息 O. 2億円

減価償却費等 5.1億円

市の計画である第9次行財政 改革において「特別会計等の 健全化」として、市の財政が厳 しい中、自立的な運営により、 基準外繰入金が0であること が求められています。

本来は、受益者負担の 考えに基づき下水道使 用料として収入すべき部 分ですが、収入の不足分 について市の税収等から 補てんを受けていました。 汚水事業

収益(13.9億円)

下水道使用料8.9億円

国庫補助金 0.2億円

特別利益等 O. 2億円

長期前受金戻入 3.5億円

他会計負担金 1.1億円 ※うち基準外繰入金1億円 費用(13.87億円)

維持管理費等 2. O億円

流域下水道 維持管理負担金 5. 1億

支払利息 O. 4億円

減価償却費等6.4億円

純利益 0.03億円

# 新規繰入金の検討について

#### (1)分流式下水道等に要する経費

- ・本市は分流式下水道であるため、繰出基準である「分流式下水道等に要する経費」の対象となり、汚水処 理原価が150円/㎡を超える部分について、少なくとも150円/㎡の下水道使用料収入を充てても不足する 経費が基準内繰出の対象となります。
- ・本市は2027(令和9)年度から汚水処理原価が150円を超えることが見込まれている(次ページに資 料を再掲)ため、適正な使用料の水準について、一般会計と下水道事業との間で協議を実施しました。

#### 分流式下水道等に要する経費

分流式の公共下水道(特定公共下水道及び特定環境保全公共下水道を除く。)並びに特定公共下水道、特定環境保全公共 下水道、流域下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林業集落排水施設、簡易排水施設、特定地域生活排水処理 施設、小規模集合排水処理施設及び個別排水処理施設に要する資本費のうち、その経営に伴う収入をもって充てることができないと 認められるものに相当する額とする

◆ 「下水道事業繰出基準の運用について」(平成18年4月19日付け総務省自治財政局地域企業経営企画室長通知)

「その経営に伴う収入をもって充てることができないと認められるもの」とは、適正な使用料を徴収してもなお使用料で回収することが困難であるものを いうものであり、適正な使用料を踏襲することなく安易に一般会計からの繰出しを行うことは厳に慎まれたいこと。なお、地方財政計画においては、「高 資本費対策に要する経費」における「使用料対象資本費」の算定に用いる方式により処理区域内人口密度の段階等に応じて所要額が計上されて いるものであるので参考にされたい。

#### <イメージ図>

汚水処理費

使用料収入

汚水資本費 汚水維持管理費 合流汚水資本費 分流汚水資本費 分流式下水道等に要する 使用料収入 ※少なくとも150円/㎡未満の場合は150円/㎡として算定 経費に係る繰入れ

出典:国土交诵省関東地方整備局ホームページ「上下水道の経営基盤強化に関する研究会 第2回資料031 (https://www.soumu.go.jp/main\_content/000973368.pdf)

# 公営企業の経営に当たって の留意事項について(平成26 年8月29日付総務省通知)

(中略) ⑦ 下水道事業にお ける使用料回収対象経費に 対する地方財政措置につい ては、最低限行うべき経営努 力として、全事業平均水洗 化率及び使用料徴収月 3.000円/20㎡を前提とし て行われていることに留意する 72.

# ② 新規繰入金の検討について

#### (2) 分流式下水道に係る繰入金の課題

- ・下水道事業としての検討及び一般会計との協議を踏まえた上で、①受益者負担にならないこと、②内部留保資金が増えず企業債残高が高くなること、③市財政の負担が増えること、の3点が課題となります。
- ・協議の結果として、分流式下水道に係る繰入金は、<u>下水道にかかる費用に対して下水道の使用者以外が</u>納めた市税収入も財源とする構造であること、市財政が非常に厳しい中で新規の繰り出し金を支出することは困難であること、以上の2点の理由から、今回の改定における検討では採用しないことになりました。

#### 分流式下水道に係る繰入金の課題

#### 課題①

本繰入は水質保全効果が高い代わりに割高である分流式に係る経費の一部を受益者負担から除く趣旨ですが、費用負担の構造は「下水道使用者の使用料による負担」が「市全体の市税による負担」に置き換わるものとなっており、現在検討している使用料改定については、雨水公費、汚水私費の原則に基づくものです。

#### 課題②

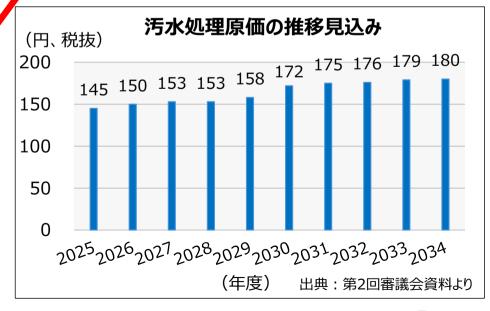
本繰入は損益が均衡し純利益が0となる水準での繰入となるため、ストックマネジメントや耐震化計画に基づき老朽化対策の事業費が増加する今後の経営において、公営企業として利益を計上し内部留保資金に積むことが出来なくなります。(また、企業債の借り入れに依存した経営となり起債残高が高くなります)

#### 課題③

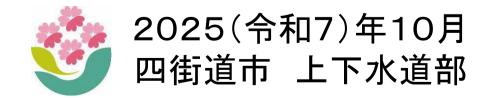
基準に基づく繰り入れのため元利償還金に対する交付税措置が多少は見込めるものの、金利も非常に高い状況にある中で、今後ますます厳しくなる市財政において下水道事業に対する新規の財源を確保することは困難であること。

大半の事業体が、分流式下水道に係る繰入と 合わせて基準外繰入を実施することで純利益を 確保している実態があります。

(第3回審議会資料①繰入金関連より)



# 下水道使用料の改定案について



# 目次

① 前回までの振り返り	
(1) 今後の経営の見込み(再掲)	P. 2
(2) 改定した場合の経営の見込み(再掲)	P. 3
② 下水道使用料改定の考え方	
(1) 使用料改定案の算定手順	P. 4
(2) 使用料対象経費の算出	P. 5
(3) 算出方式によるメリットとデメリット	P. 6
(4) 使用料対象経費の分解と分配①	P. 7
(5) 使用料対象経費の分解と分配②	P. 8
(6) 使用料体系の調整	P. 9
③ 下水道使用料の改定案	
(1) 使用料改定案の概要	P. 10
(2) 実際の使用料請求額	P. 11
(3) 使用料水準の他団体比較	P. 12
(4) 県内事業体の使用料改定見込み	P. 13

# ① 前回までの振り返り

#### (1) 今後の経営の見込み(再掲)

- ・2023(令和5)年4月の下水道使用料改定により、税からの補てんである基準外繰入無しで黒字経営となりました。しかし、今後は経費の増加により赤字経営が続くと見込んでおり、現在の下水道使用料を維持した場合、2030(令和12)年度には資金残高がマイナスとなり事業の継続が困難となる見込みです。
- ・汚水事業の企業債残高割合についても、2032(令和14)年度には上限目標である300%に達する見込みで、これ以上の企業債借入は後年度への負担が過大となると考えています。
- ・経営戦略において4年ごとに適正な下水道使用料の水準を検討することとしており、本検討では2027 (令和9)年度からの4年間を下水道使用料の算定期間としています。

18	3%の使用料	料改定を	実施		料算定期間	資金	残高マイナス	ス (単位	:百万円	、税抜き)			
※使用料改定	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034
しない場合	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
純利益	3	4	5 38	<b>▲</b> 68	▲100	▲138	▲157	▲220	▲334	▲334	▲315	▲326	▲324
資金残高	137	40	7 492	564	627	607	308	88	▲150	▲365	▲630	▲844	<b>▲</b> 1,081
使用料収入	887	1,00	6 1,022	1,021	1,011	1,005	993	984	974	967	954	944	934
基準外繰入	141												
流域下水道維持 管理費負担金	513	50	5 509	554	548	561	553	548	607	602	594	587	581
汚水企業債残高 (使用料割合)	236%	1959	6 188%	190%	187%	197%	218%	237%	258%	280%	304%	<u>320%</u>	<u>337%</u>
		実績	推計		5	年ごとに維 改定が見る							2

# ① 前回までの振り返り

#### (2) 改定した場合の経営の見込み(再掲)

- ・経営戦略における財政推計の結果、使用料算定期間において資金残高目標である7億円を確保するためには、2027(令和9)年度に平均改定率23%で使用料改定を実施する必要があります。
- ・汚水事業の企業債残高割合についても、上限目標である300%に達することがなくなり、企業債借入と使用料収入でバランスの取れた財源構成となります。
- ・次の使用料算定期間となる2031(令和13)年度以降については、今後の経営の状況を踏まえて、再度審議会での審議等を経て使用料の改定を検討していく予定です。

`~ ^ T\ -

						下	 水道使用 <sup>9</sup>	料算定期間		金残高 円の確保	(単位	:百万円	、税抜き)
※使用料改定を	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034
見込んだ場合	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
純利益	3	45	38	<b>▲</b> 68	▲100	94	71	6	<b>▲</b> 110	8	22	8	6
資金残高	137	407	492	564	627	839	767	773	759	886	958	1,076	1,169
使用料収入	887	1,006	1,022	1,021	1,011	1,236	1,221	1,210	1,198	1,308	1,291	1,277	1,264
基準外繰入	141									1			
流域下水道維持 管理費負担金	513	505	509	554	548	561	553	548	607	602	594	587	581
汚水企業債残高 (使用料割合)	236%	195%	188%	190%	187%	161%	177%	193%	210%	207%	225%	236%	249%
	\	実績	推計					4年ご	どに使用料	は改定を見る	込む		3

#### (1) 使用料改定案の算定手順

本審議会における下水道使用料改定については、日本下水道協会が発行した『下水道使用料算定の基 本的考え方』及び国等の最新通知を参考に、以下の手順で算定しています。

#### 下水道使用料の算定手順

- ①2024(令和6)年度に改定した経営戦略の投資・財政計画を用います。
- ②使用料算定期間は2027(令和9)年から2030(令和12)年の4年間※ とします。
- ※経営の見通しの確実性などから、3年から5年程度の期間とすることが 適当であるとされています。

#### 資料の該当ページ

①第1回審議会資料: 下水道事業経営戦略、 第2回審議会資料: 下水道事業の経営について

③使用料対象経費の算出

②使用料算定期間の設定

④平均改定率の算出

①財政計画の策定

⑤平均改定率の調整



- 6 使用料対象経費の分解と分配
- ⑦使用料体系の調整

- ③使用料算定期間において使用料として収入すべき使用料対象経費を算 出します。
- ④使用料対象経費に対して不足している使用料の平均改定率を算出しま す。
- ⑤ 上記の平均改定率による資金残高等の見込みと経営目標を比較し、 平均改定率(使用料対象経費)を調整します。
- ⑥調整後の使用料対象経費を性質によって分解し、基本使用料と従量使 用料に分配します。
- ⑦分配した使用料対象経費に基づき使用料体系を作成し、現行の使用 料体系と調整して最終的な使用料体系を決定します。

③~⑤本資料P.5: 使用料対象経費の算出

- ⑥本資料P.7、8 使用料対象経費の 分解と分配①、②
- ⑦本資料P.9: 使用料体系の調整

※参考:公益社団法人日本下水道協会(2017)『下水道使用料算定の基本的考え方』

#### (2)使用料対象経費の算出

- ・『下水道使用料算定の基本的考え方』に基づく損益収支方式により、2024(令和6)年度に改定した経営戦略の財政計画を用いて使用料対象経費を算出すると、50%の平均改定率が必要となります。
- ・平均改定率の低減のため、使用料算定期間における資金残高 7 億円を目標として、資金収支方式により平均改定率を算出すると23%となります。

使用料対象経費(損益収支)

(単位:千円)

使用料対象経費(資金収支) (単位:千円)

		使用料					使用料			
		対象経費	需要家費	固定費	変動費		対象経費	需要家費	固定費	変動費
3	維持管理費	3,407,503	254,839	2,255,799	896,865	維持管理費	3,407,503	254,839	2,255,799	896,865
į	資本費	2,540,395		2,540,395	)	支払利息	144,977		144,977	
	減価償却費等	2,395,418		2,395,418	3	不足資金額	1,312,761		1,312,761	
	支払利息	144,977		144,977	7	合計	4,865,241	254,839	3,713,537	896,865
	合計	5,947,898	254,839	4,796,194	896,865					

•使用料対象経費とは、下水道使用料として収入すべき 経費のことで、

**損益収支 (総括原価) 方式**の場合は、維持管理費と 資本費 (減価償却費及び支払利息) といった費用の積 み上げから、使用料として収入すべきでない経費や公的負 担分を控除して算出した経費のこと。

資金収支方式の場合は、維持管理費や事業費等の現金支出を積み上げて算出した必要最低限の経費のこと。

平均改定率の計算

使用料対象経費(損益収支) 5,947,898千円 使用料対象経費(資金収支) 4,865,241千円

現在の下水道使用料を継続した場合の4年間の使用料収入総額 3,955,480千円

使用料対象経費(損益収支) ÷4年間使用料収入=1.50 使用料対象経費(資金収支) ÷4年間使用料収入=1.23

#### (3) 算出方式によるメリットとデメリット

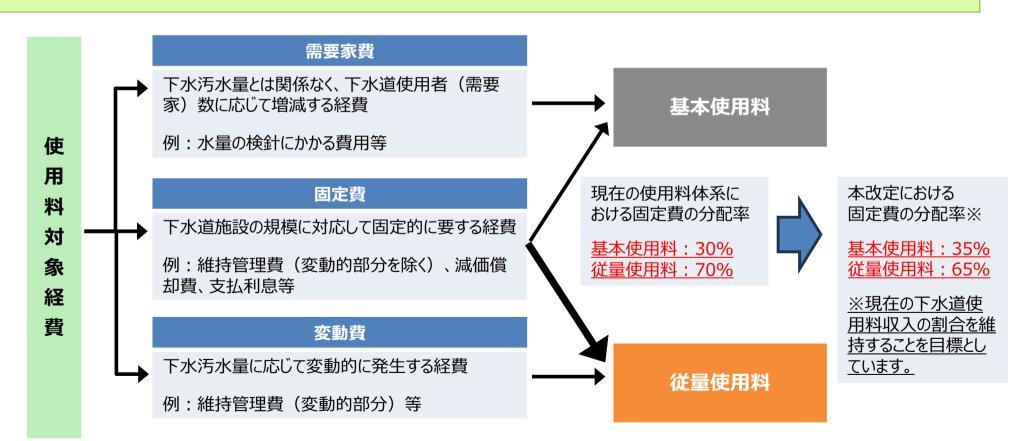
- ・事業経営の安定と将来に渡る費用負担の公平のため、損益収支(総括原価)方式が推奨されていますが、現在の使用料水準から大幅な改定となります。
- ・近年の物価高騰等による使用者負担増加を踏まえて、本改定案では、平均改定率の低い資金収支方式を採用しています。

#### 使用料対象経費(損益収支)

	医几代外外性 人名	只…1人人/					
	損益収支(総括原価)方式	資金収支方式					
概要	『下水道使用料算定の基本的考え方』に記載されている方式で、維持管理費と資本費(減価償却費及び支払利息、資産維持費)といった全ての費用を積み上げて、使用料として収入すべきでない経費や公的負担分を控除して算出する方式のこと。	実際に必要となる事業資金に着目した方式で、 維持管理費や工事費等の現金支出を積み上げて 算出する方式のこと。					
平均改定率	50%	23%					
メリット	非現金性の費用である「減価償却費」や、施設整備当時の事業費から将来の更新時の事業費増加に対する使用者負担の公平性を図る目的の「資産維持費」が含まれており、財源として手厚くなっている。	使用料算定期間において必要な資金を対象としているため、改定の要因が明確で、平均改定率も低くなる。					
デメリット	十分な財源確保が図れる一方で、その財源は下水道使用料に求めることになるため、使用料水準が高くなる。	将来的な更新需要が現在の使用料に盛り込まれていないため、事業費が平準化されていない場合、 使用料負担の先送りとなる場合がある。					
留意点	水道事業において推奨される資産維持費3%を 計上した場合、平均改定率は約62%となり、非 常に大きな改定になる。						

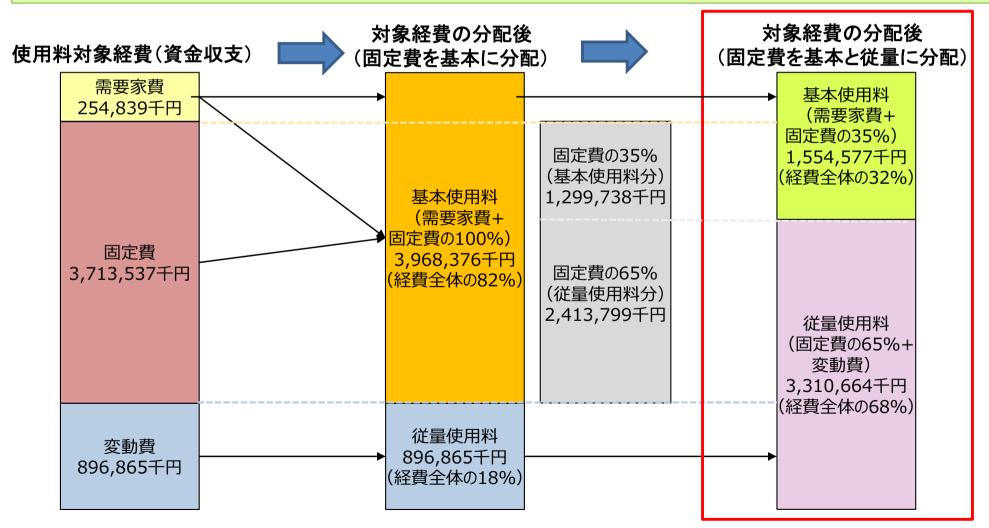
#### (4)使用料対象経費の分解と分配①

- ・使用料対象経費は、需要家費と固定費と変動費に分解され、基本使用料と従量使用料に分配されます。
- ・使用料対象経費の大半を占める固定費は、その固定的な性格上、基本使用料により多く分配されるべきですが、小口使用者の負担が重くなるため従量使用料に多く分配されています。
- ・本改定では、大口使用者への過度な負担増加は公平性を損なうことにもなるため、2024(令和6)年度決算の下水道使用料における基本使用料と従量使用料の割合を参考に固定費の分配率を決定しました。



#### (5)使用料対象経費の分解と分配②

- ・使用料対象経費の分配について、経費の性質に応じて需要家費及び固定費の100%を基本使用料に分配すると経費全体の82%が基本使用料となり高額※になります。(※税抜基本使用料:2,314円)
- ・基本使用料の抑制のため、固定費の35%を基本使用料に、65%を従量使用料に分配すると、対象経費全体の32%が基本使用料となります。



#### (6) 使用料体系の調整

- ・従量使用料は汚水量に応じたものであるため、理論的には汚水量に応じて一律とすることが望ましいと考えられますが、一般家庭等の小口使用者の使用料が急激な上昇となるため、現行の使用料体系をもとに一律で11円の負担増加とすることで小口使用者の負担を軽減しています。
- $\cdot$  1  $\circ$  1 0 m の暫定的な区分単価については、1 1 m 以降と対応する水準まで引き上げるべきところですが、値上げ幅が大きくなるため、本改定においても暫定的な区分単価にとどまっています。

#### 下水道使用料体系の調整

(消費税込み)

使用料区分	排除汚水量	金額( <u>現行</u> )	改定案( <u>調整前</u> )	差額	改定案( <u>調整後</u> )	差額	
基本使用料	_	924.0円	1,001.0円	77.0円	1,001.0円	77.0円	暫定的区分単価の
従量使用料	1∼10㎡	33.0円	124.3円	91.3円	82.5円	49.5円	段階的廃止
(1㎡あたり)	11∼20㎡	132.0円	124.3円	△7.7円	143.0円	11.0円	
	21~30m³	154.0円	124.3円	△29.7円	165.0円	11.0円	
	31∼50㎡	176.0円	124.3円	△51.7円	187.0円	11.0円	
	51~100㎡	209.0円	124.3円	△84.7円	220.0円	11.0円	□ 現行の従量料金から 一律の負担増加
	101~500㎡	231.0円	124.3円	△106.7円	242.0円	11.0円	件》吳三石加
	501~1000㎡	253.0円	124.3円	△128.7円	264.0円	11.0円	
	1,001㎡ $\sim$	275.0円	124.3円	△150.7円	286.0円	11.0円	

理論的には一律となることが望ましい

参考:累進度→大口使用者に対してどの程度割高な使用料負担を求めているかの目安となります。

現行の使用料体系の累進度は、暫定的区分単価の影響もあり、 区分あたりの最高単価275円 ÷ 最低単価33円 ≒ **8.3** 



調整後の使用料体系案の累進度は、 水量区分当たりの最高単価286円÷最低単価82.5円≒ **3.5** 

#### (1)使用料改定案の概要

- ・本改定案では、年間を通して適正な運転資金を確保するため、令和9年4月より下水道使用料収入を平均で23%引き上げることとしています。
- ・使用料体系については、2023(令和5)年度に実施した前回使用料改定時の基本水量制廃止に伴う 暫定的区分単価である1~10㎡を除いて、利用者間の負担の公平を図るとともに小口使用者の負担軽 減を考慮し、従量使用料を一律の金額で改定しています。

#### 現行の使用料体系と改定案の比較

※一か月あたり、税込

使用料区分	現	行	改定	案	差額	
使用符色力	排除汚水量	金額	排除汚水量	金額	左帆	
基本使用料	_	924.0円	_	1,001.0円	77.0円	暫定的区分単価
従量使用料	1∼10㎡	33.0円	1∼10m³	82.5円	49.5円	の段階的廃止
(1 mあたり)	11∼20㎡	132.0円	11~20m³	143.0円	11.0円	]
	21~30m³	154.0円	21~30m³	165.0円	11.0円	
	31∼50㎡	176.0円	31∼50㎡	187.0円	11.0円	
	51~100m³	209.0円	51~100m³	220.0円	11.0円	現行の従量料金から 一律の負担増加
	101∼500㎡	231.0円	101~500㎡	242.0円	11.0円	十分另三省加
	501~1000㎡	253.0円	501~1000m³	264.0円	11.0円	
	1,001㎡ $\sim$	275.0円	1,001㎡ $\sim$	286.0円	11.0円	10

#### (2) 実際の使用料請求額

- ・代表的な排除汚水量を用いて、現行の使用料体系と改定案の使用料請求額を比較すると、下表のとおりです。
- ・暫定的区分単価の段階的廃止の影響で、10㎡については改定率が高いものとなっています。
- ・現行と改定案の下水道使用料を市内一般家庭の平均的な汚水量である1か月あたり20㎡で比較すると、1か月あたり682円の負担の増加となります。

#### 現行の使用料請求額と改定案の比較

<b>:</b> :.—	か月	あたり	)、税込
<b>/∙</b> \	IJI	י בוכשו.	ハーハルとこ

排除汚水量	現行使用料	改定案使用料	差額	改定率
0m <sup>i</sup>	924円	1,001円	77円	8.3%
<b>10</b> m	1,254円	1,826円	572円	45.6%
20m <sup>2</sup>	2,574円	3,256円	682円	26.5%
40m <sup>2</sup>	5,874円	6,776円	902円	15.4%
<b>100</b> m <sup>1</sup>	18,084円	19,646円	1,562円	8.6%
500m <sup>1</sup>	110,484円	116,446円	5,962円	5.4%
1,000m <sup>3</sup>	236,984円	248,446円	11,462円	4.8%

#### (3)使用料水準の他団体比較

- ・2025 (令和7) 年10月時点の四街道市の下水道使用料は千葉県平均とほぼ同額ですが、平均改定率23%で改定を実施した場合、千葉県平均及び2023 (令和5) 年時点の全国平均を上回ります。
- ・直近で使用料改定を実施している酒々井町や館山市と本市改定案の使用料は近い金額となっており、今後、下水道事業の基準外繰入削減などが進む中で、近隣事業体も近い使用料水準になると考えられます。



#### (4) 県内事業体の使用料改定見込み

- ・千葉県内の多くの事業体が下水道使用料の改定を検討している状況にあります。
- ・経費回収率が100%を下回っている場合、汚水処理にかかる経費を下水道使用料で回収できていないため、費用削減や収入増加といった経営改善に取り組む必要があります。

市町村名	改定事務の進捗	平均改定率	改定時期	改定前の下水道使用料 (20㎡/月、税込)※—	経費回収率 (R5決算)
館山市	議決済	28.0%	R7.10	2,660円(改定前)	42.5%
市原市	議決済	16.9%	R7.10	2,140円(改定前)	83.8%
野田市	審議会で審議中	15.7%	R8.4	2,310円	94.4%
千葉市	議決済	13.6%	R8.4	2,140円	108.3%
我孫子市	審議会答申書より	6.0%	R8.4	2,453円	94.4%
袖ケ浦市	審議会で審議中	12.5%	R8	2,344円	88.3%
船橋市	経営戦略改定中	_	R8.10	2,211円	93.4%
八街市	R6改定経営戦略	_	R8.10	2,750円	98.0%
四街道市	審議会で審議中	<u>23.0%</u>	R9.4	2,574円	100.4%
成田市	R6改定経営戦略	24.5%	R9	1,980円	100.1%
東金市	経営戦略改定中	_	R9	2,714円	98.2%
浦安市	R7改定経営戦略	_	R9	1,848円	110.6%
君津富津広域下水道	R6改定経営戦略	10.0%	R9	2,750円	105.3%
流山市	R6改定経営戦略	15.0%	R9	2,200円	96.4%
長生村	R6改定経営戦略	30.0%	R9	2,420円	26.9%
香取市	R6改定経営戦略	25.0%	R10	2,530円	83.9%
市川市	R6改定経営戦略	_	R10	2,634円	97.9%
鎌ケ谷市	R5改定経営戦略	_	R10	2,698円	100.0%

※令和7年8月時点 (各市町村ホーム ページ等より)